

山梨県公報

第二千五十一号

平成二十二年

六月二十一日

月 曜 日

目 次

告 示

山梨県種畜種きん払下げ規程の一部を改正する告示……………三七九

道路の区域変更……………三七九

道路の供用開始(二件)……………三八〇

公 告

土地改良区役員の退任及び就任……………三八〇

換地処分の届出……………三八一

そ の 他

落札者の決定について……………三八一

告 示

山梨県告示第二千二十号

山梨県種畜種きん払下げ規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県種畜種きん払下げ規程の一部を改正する告示

山梨県種畜種きん払下げ規程(昭和二十九年山梨県告示第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県種畜種きん売却規程

第一条中「払下げ」を「売却」に改める。

第三条の見出しを、「(売却の相手方)」に改め、同条中「払下げの対象」を「売却の相手方」に、「の適当」を「が適当」に改める。

第四条第一項中「の払下げを受けよう」を「を買い受けよう」に、「、払下げを受けよう」を「、買い受けよう」に改め、同条第二項中「の払下げを受けよう」を「を買い受けよう」に改める。

第五条の見出し中「払下げ」を「売却」に改め、同条中「払下げが」を「売却を」に改める。

第六条を次のように改める。

(引渡し及び代金の納付)

第六条 種畜類、精液又は受精卵の引渡しを受けた者は、指定の期日までに代金を納付しなければならない。

第七条中「払下げの」を「売却の」に、「払い下げるべき」を「売却を行うべき」に改める。

第八条中「払下げを受けたものは、払下げを受けた」を「種畜類、精液又は受精卵を買い受けた者は、当該買い受けた」に改める。

第九条を次のように改める。
(種畜類等の返還等)

第九条 種畜類、精液又は受精卵の引渡しを受けた者が、指定の期日までに代金の納付をしないときは、当該引渡しした種畜類、精液又は受精卵の返還を求め、又は損害の賠償を請求することができる。

第一号様式中「種畜類払下申請書」を「種畜類買受申請書」と、「払下げを受けた」を「山梨県種畜種きん払下規程」と「買い受けたいので山梨県種畜種きん売却規程」に改める。

第二号様式中「精液及び受精卵払下げ申請書」を「精液及び受精卵買受申請書」と、「払下げを受けたい山梨県種畜種きん払下規程」を「買い受けたいので山梨県種畜種きん売却規程」に、「払下希望年月日」を「引渡希望年月日」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この告示による改正後の規定に基づいて提出された申請書その他の書類と見なす。

山梨県告示第二千二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字下中山九七三七番の一地 先から 南都留郡道志村字下中山九七四三番地先ま で	八・八〇 一三・一	七・三〇 九・五		七二・九

山梨県告示第二〇二二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾字仲沢二八三番の一地先から 甲州市塩山上於曾字宮ノ窪二八二番の一地先まで	三三四・〇	平成二十二年六月二十一日

山梨県告示第二〇二二三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町高萩字向村 一〇三三番の九地先から 西八代郡市川三郷町高萩字向村 一〇二四番の一地先まで	二二〇・〇	平成二十二年六月二十一日

公 告

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	窪島 正良	甲府市小曲町 一〇九三	平成二十二年三月三十一日
同	久保島宇内	下今井町 七八〇一	同
同	鈴木 正	小曲町 二二八七	同
監 事	木之瀬好徳	同 二二六一	同

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	石原 慶一	甲府市小曲町 一二五七	平成二十二年四月一日

同	窪田 包久	同	六四	同
同	鈴木 明彦	同	一二九四	同
監事	石原 達男	同	三五二二	同

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、甲州市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 地区名

菱山寺沢地区

二 換地処分をした年月日

平成二十二年六月一日

三 換地処分をした土地の権利者数

二十四人

その他

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年六月二十一日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐 藤 英 貴

一 落札に係る役務の名称及び数量

二 山梨県立あけぼの医療福祉センター 清掃業務 一式

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番

四 落札者を決定した日

平成二十二年六月二十一日

平成二十二年四月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社三友 山梨県甲府市塩部四丁目五番二十三号

五 落札金額

二千七百四十三万六千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十二年三月十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番